

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

1 日時

令和2年11月30日（月曜日）

午前10時0分開会、午前11時14分散会

（休憩 午前10時25分～午前10時26分、午前10時43分～午前10時48分、
午前10時53分～午前11時12分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

赤坂担当書記、横道担当書記、阿部併任書記、多賀併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 釜石市

野田武則市長

(2) 総務部

千葉理事兼副部長兼総務室長、戸田法務・情報公開課長

(3) 復興局

大槻復興局長、菊池副局長、大坊復興推進課総括課長

7 一般傍聴者

1名

8 会議に付した事件

所管事務調査

「(仮称) 3月11日に関する条例」

9 議事の内容

○岩渕誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

なお、大森併任書記は、欠席となりますので、御了承願います。

これより、本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により、
会議を行います。

これより、(仮称) 3月11日に関する条例について、調査を行います。

本日は、参考人として、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸自治体の一つであります、釜石市の野田武則市長をお招きいたしております。

野田市長におかれましては、岩手県沿岸市町村復興期成同盟会の会長も務めておられます。

主な略歴につきましては、お手元に配付いたしておりますので御了承願います。

本日は、(仮称) 3月11日に関する条例に関し、県が条例を制定することについて、条例に盛り込むべき理念や思いなどについて御意見をいただきたいと考えております。

また、後ほど意見交換の時間を設けておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、野田市長、よろしく願いいたします。

○野田武則参考人 ただいま御紹介いただきました、釜石市長の野田と申します。

まずは、きょうこのような機会をいただいたことに改めて御礼を申し上げたいと思います。

東日本大震災から10年を迎えるところであります。この間、岩手県議会の議員の皆様を初め、岩手県の県民の皆さんから多大なる御支援と御協力をいただきながら、復旧・復興に努めてきたところであります。

岩手県の沿岸部、北は洋野町から南は陸前高田市まで、12の市町村がありますが、きょうは、12の市町村の期成同盟会というよりも、釜石市長という立場でお招きに預かりました。したがって、それぞれの被災した沿岸の首長たち、さまざまな御意見があろうかと思えますし、また、災害の被害の程度もそれぞれ違いますので、一概に何が被災地の思いかということになると、非常に難しい問題があろうかと思えます。そういった意味で、改めてこれは釜石市長としての御意見として受けとめていただければありがたいと思えます。

まずは、10年たちますが、釜石市の復興というものにつきましての考え方、一つは被災された皆さんのお住まいの再建、それからなりわいの再生、そして、防波堤、防潮堤あるいはかさ上げ工事を含めて、必要な環境整備に全力を尽くしてきたところであります。

復興は10年ということを目指して取り組んでまいりましたが、残念ながら、今のところ被災された数名の方は、令和3年度に住まいの再建がおくれるという、現時点ではそういった方々もおられるということでもあります。ハードの部分についても、大方令和2年度中に完成の見込みかと思っておりましたが、ここにきて若干おくれるところもありませんかということが言われておまして、そういった意味では、令和2年度中に全ての完成というのはちょっと釜石市としては難しい状況にあると思っております。

もう一つは、被災された皆様方お一人お一人の、いわゆる心の復興ということになるのでありまして、ここに至ればなおさら、それぞれの置かれている状況が違いますので、いつ復興が完了ということは非常に厳しいものがあるだろうと思っております。

こういったことを踏まえながら、この東日本大震災、3.11の条例制定に向けた考え方を申し上げれば、一つは被災された皆様方の思い、いわゆる追悼という言葉だと思います。これは、志半ばで突如命を失ってしまったという、亡くなった方々の思い、それから、残

された遺族の皆様方の深い悲しみ、ここに我々は改めて目を向けなければならないと思っております。特に、残された遺族の方の思いというのは、私たちにはちょっとはかり知れないものがあるかと思えます。子供を失った親の気持ち、あるいは親を失った子供の気持ち、家族を失った方々、知人、友人、大切な方を失った方々、そういった方々の追悼という言葉は、単に追悼という言葉一文字で表しておりますが、非常に深い、また広い意味があるだろうと思っております。中には、私たちは追悼と言えれば手を合わせると、そして、亡くなった方々に思いを寄せるといようなことで使っておりますが、特に残された遺族の皆さんにとりましては、追悼という行為というよりも、残された人生をどう生きるか、つまり、追悼をしながら生きる、追悼を生きるということになるのではないかと思っております。うまく表現できませんが、追悼を生きるということですよ。これは非常に厳しい、つらい、そういった思いを持ちながら残された人生を歩いていくということでありませぬ。

例えば、子供を失った親御さん、子供にいろいろな期待をかけたり、あるいは将来の希望を持って、期待していたと思うのですが、その大切にしていた子供を失った親が、親として一人で、これから残された人生をどうやって生きていくかということだと思っております。これは一つの象徴的なことですが、こういったことを考えますと、何とも言葉にならないのであります。これも含めて、単に追悼という言葉で表現しきれない部分があると思っておりますので、私は、追悼を生きるということのつらさ、悲しみ、それでも生きていくべきだという思いの中で生きていくのだということ、ここの部分を私たちは大切にしていかなければならないと思っております。

それからもう一つは、東日本大震災から多くのことを学びました。教訓として得ることができましたが、それは危機意識に対する考え方、取り組みであります。特に我々沿岸部のほうでは、ハードの部分で、防波堤や防潮堤が、自分たちの生活を、津波を含め災害から守ってくれるという安心感がありましたが、そうではなくて、例えば防潮堤が高くなればなるほど、そこに住む人たちの危機意識は低くなるという言葉がありますが、まさにそういった状況にあったと思っております。そういう観点から言えば、この東日本大震災からの教訓は、常にそういった危機意識の中で、自分の命を大切にする行動をとれる住民であるべき、市民であるべき、あるいは国民であるべきだという観点であります。

岩手県の沿岸におきましては、昔から、命てんでんこあるいはてんでんこという言葉が伝えられてまいりました。まさにそれに尽きるのでありまして、自分の命は自分で守る、そしてまた自分の命を守るためには、そこに、家族を含めて多くの方々との信頼関係があって成り立つということでありませぬ。そういった意味で、改めて、自分の命を守る大切さ、そしてまた自分の命を守るためには、そこに学ばなければならないということだろうと思っております。

一つの大きな反省は、そういった安全というものは、誰かが自分を守ってくれているという根拠のない安心感、安全感というのがあったのではないかと思っております。自分の

命は自分で判断して、自分で行動していかなければならない、そのことを改めて痛感いたしました。

先ほど学ぶというお話をさせていただきましたが、我々が学ぶというと、学校でいろいろ勉強するという、学ぶという言葉しかイメージが出てこないのですが、私が言わんとしているのは、人生を歩む中でさまざまなことを経験し、体験しながら自分を高めていく、その中で一番大事な命ということについても、そうしたことを大切にしていかなければならないのではないかということ強く訴えていきたいと思っております。特に釜石市におきましては、子供たちの命が助かりました。これは学校現場において、子供たちが防災教育という、いわゆる防災の必要性、防災に対する立ち向かい方、こういったことを学んできた一つの大きな成果だったと思っております。これは、決して子供たちだけに必要なのではなくて、広く、多くの市民が生きていく上で、そのことをやっぱり学んでいかなければならないものではないかと思っております。

もう一つは、やっぱり最終的には、ありふれた日常の大切さということを痛感しました。3.11 のときにたくさんの方が犠牲になりましたが、その後、多くの方々が異口同音におっしゃっておいりましたのは、あのときああしてあげればよかったなど、本当にささいなことですが、そんなことを皆さん口にしておいりました。それはごくごく普通のありふれた日常の1こま1こまのことでありまして、それがいかに自分たちの生活にとって大切なものだったかということ痛感した体験だったと思っております。要は、御家族の皆さん、あるいは知人、友人、あるいは職場の方々、常にいろいろとかかわっている方々が、まさにごくごく普通の当たり前の関係の中にこそ、人生の喜びやすばらしさがあるということを感じたということをおっしゃっておいりました。今、そういうことをまた思い出しておいります。決して、何か肩書きがあればいいとか、何か自分の、いろいろとそれぞれ理想あるいは求めるものがあるとは思いますが、それはそれとしながらも、まずは人間として、ごくごく普通に生きていくということのすばらしさというものが、今回大きくクローズアップされたのではないかと思います。そのことを考えますと、一人一人の命の大切さ、そしてまた一人一人の人生の大切さということ、今回の東日本大震災から得たと思っております。

これから条例制定に向けていろいろと取り組まれるとお聞きしておいります。過去を振り返り、そしてまた、現在、未来というものを見据えていく中で、最終的には、岩手県民の皆さんお一人お一人が命を大切にしながら、多くの方々とのかかわりを大切にしながら、みずからが幸せでいる、そのことをぜひ条例制定に合わせて皆さんに訴えていければよろしいのではないかなと思っております。

大変拙いお話ではありますが、以上、現在私が思っていることをお伝えさせていただきました。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○岩渕誠委員長 野田市長、大変貴重なお話を伺い、ありがとうございました。

これより、意見交換を行います。限られた時間ではありますが、ただいまお話いただきま

したことに、御意見等がありましたらお願いをいたします。

○佐々木宣和委員 ありがとうございます。本当に大変参考になるお話をいただいたと思っております。

残された遺族の方の悲しみに寄り添うという話であったり、危機意識、命を大切にすることというところであったり、そして、その中からみずからが幸せでいること、未来につなげるというお話で、非常に重く受けとめたところでもあります。

今回条例を制定するに当たって、野田市長にお越しいただいたという意味合いは、条例を県内各地域の方々と共有したい、共感したいという輪を広げるような意味合いも強くあると思っております。

その中で、最後市長からもお話がありましたが、過去、現在、未来というところで、慰霊であったり、その悲しみに寄り添うというところから、これまで本当に10年間、各市町村、そして県も国も一緒になって、がむしゃらにいろいろな事業を積み重ねてきたという現状があり、今度はそれをどう未来につなげていくのかという話にしなければいけない時間軸というものがあります。もう一つは、パーソナルの部分で、悲しみに寄り添うというところもそうですし、その地域であったり、市町村であったり、それぞれがいろいろなものに向き合いながら事業に取り組んできた。そしてまた県という枠の中でも、いろいろなことにチャレンジしてきたと思っていますし、支援の場で言えば、国内、国外という地域を越えてさまざまな取り組みをしたと思っています。シンボリックな出来事であれば、ラグビーワールドカップ2019ですとか、三陸沿岸道路が開通することによるフェリーであり、ガントリークレーンでありというようなところもそうかと思っています。そういった観点から、地域を越えて取り組んできたというところとその時間軸のところ、何か思いというか、つけ加えるという話ではないですが、お話しされたいことがあれば伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○野田武則参考人 釜石市においては、復興とあわせて、今御指摘ありましたラグビーワールドカップ2019にも取り組ませていただきました。おかげさまで、台風のために一つの試合はできませんでしたが、それでも、ワールドラグビーのほうからは、日本では唯一、釜石市がキャラクター賞という賞までいただくことができたということ、本当にこれは議員の皆さん初め、岩手県民の方の温かい御支援のおかげだと思えます。

私は、ラグビーはワン・フォー・オール、オール・フォー・ワン、一人はみんなのために、みんなは一人のためにという精神が、復興期間中の我々の復興の取り組みと相通じるものがあると。まさに、被災された皆さん一人一人を大事にしていかなければなりません。寄り添っていかなければなりません。しかしながら、同時に、まちの復興あるいはまちの発展、活性化ということも考えていかなければなりません。そういった意味で、まさに復興というのはラグビーの精神と同じだなど、つくづくと思ったのであります。

そういうことから考えていきますと、これはどこにでも通じることではあると思うのですが、条例制定に向けても、結局最後は一人一人ということになると思うのです。一人一

人が一生懸命、目標に向けて頑張る、あるいは自分自身の命を大切にしながら、さまざまなものにチャレンジをしていく、そしてまた多くの方がそれを支えていく。そこに希望とか、あるいは幸せというものがあると思っております、今の過去、現在、未来ということの未来という部分については、まさに一人一人がみずからの能力を最大限に発揮していく、それをみんなが支えていくという、そういう地域といいますか社会が大事だというふうな、私の思いとしてはそういったところを今考えているところであります。

○岩渕誠委員長 ほかに皆様から御発言はありますか。

○郷右近浩委員 本日は本当に貴重なお話をいただいて、どうもありがとうございます。野田市長の思いというか、そうしたものは重く受けとめさせていただいているところであります。

今私ども、これから東日本大震災津波という未曾有の災害を教訓とし、未来へ語り継いでいくといった中で大変な岐路に立っていると思っておりますし、そうしたことでの条例の制定という側面もあると思っております。

そこで1点だけ、本当に現場で震災というものを見てきた、そしてその後の10年間を過ごしてきた市長にお伺いしたいのは、今回この条例を制定するに当たり、先ほど来お話しいただきました、亡くなられた方々の思いであったり、深い悲しみといった部分が前面に出るような条例がいいのか、それとも、そうしたものを包括しながらも、未来へ向かっていく、さらに前に向かっていくといった条例がいいのか、個人の主観という形になるのかとは思いますが、市長のお考えをいただきたいと思っております。

○野田武則参考人 結論から言えば、未来に向かうべきだとは思いますが、ただ未来に向かうためには、やっぱり自分の立ち位置をきちっと定めるということが大事だと思います。私たちが復興というものを進める上に当たって、一番大事にするのは、亡くなられた方々の思い、あるいはその追悼というものを大事にしていく。そして、先ほど申し上げました防災に対する考え方、これからは誰一人として犠牲にならない地域をつくっていくのだ、こういう決意の中で、多分どこの地域でも復興というものが進められてきたと思っております。ゆえに、亡くなられた方々の追悼の施設を我々もつくりましたし、岩手県におきましても、追悼公園、あるいは伝承館等々建設されたと思っております。これが原点ではないかと思っております。ですから、追悼という言葉は、まさに一番大事なことだと思いますが、今おっしゃったとおり、それで終わるものではなくて、それを土台にしながら、東日本大震災で犠牲になられた方々、あとは、例えば遺族の方々も永遠ではないので、次の新しい世代の方々がこの地域を守っていくのでありますから、そういった観点からすると、これからも永遠に皆さんの糧になるような、そういう条例にすべきだろうと思っております。ですから、未来に向けてというのが私としては望ましいのではないかと思います。

○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかにないようですので、これをもって参考人からの意見聴取を終了い

たします。

野田市長におかれましては、本日はお忙しいところお越しいただき、また、貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。今後とも御指導をお願いするとともに、時節柄、十分お体にはお気をつけいただきたいというふうに思います。本当に貴重な時間をいただきまして、大変有意義なお話を伺ったと思います。感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○野田武則参考人 まことに拙いお話で大変恐縮であります。

どうぞ今後とも御指導のほどよろしく願います。本日は本当にありがとうございました。

〔野田武則参考人退室〕

○岩渕誠委員長 この際、委員会室の整理のため、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩渕誠委員長 再開いたします。

次に、(仮称) 3月11日に関する条例の案文について御協議いただきたいと思います。

なお、協議の進め方についてであります。まず、お手元に配付しております資料1により、条例の内容について御協議いただき、その後、資料2により、3月11日に関する日の名称について御協議いただきたいと考えております。

それでは、まず、条例案の内容について説明いたします。

資料1をごらんください。条例の構成としては、11月16日の当委員会において、前文を入れて条例の趣旨をしっかりと伝えることとされ、1、条例の構成に記載しておりますとおり、前文、趣旨、(仮称) 3月11日に関する日、県の取組及び県民の取組の促進とすることで決定されたところです。

本日は、条例の素案を用意いたしましたので、御協議いただきたいと考えております。

2、条例(素案)をごらんください。

まず、前文についてであります。考え方といたしまして、請願の趣旨であります3月11日を東日本大震災津波により失った大切な人を追悼する一日とし、震災の風化を防ぎ、震災を体験していない世代へ教訓を語り継ぎ、災害により失う必要のない命を失うことを防ぐということにとどまらず、未来のために、より良いふるさと岩手を築いていくという誓いも盛り込んだものであります。

構成は、震災で亡くなった方への追悼、震災から10年、復旧・復興に全力で取り組んできた現在に生きる私たちの想い、未来へ生まれてくる子供たちへの誓いという過去、現在、未来へつないでいくものとしております。

2ページをお開き願います。

目的・趣旨についてであります。前回の委員会において、条文に趣旨を定めることとしたところですが、前文に趣旨を含めて記載することから、条文においては趣旨規定を置

かないこととしてはいかがかと考えております。

第1条については、3月11日に関する名称であり、条例の内容と整合性のとれたものとする必要がありますので、条例案の協議の後、資料2で御協議いただきたいと存じます。

3ページをお開き願います。

第2条の県の取組についてであります。条例制定の趣旨を実現するための県の取り組みや取り組みの実施に当たっての市町村等との連携等について定めるものであります。

次に、第3条の県民の取組の促進についてあります。県民の自発的な取り組みの促進について定めるものであります。括弧書きで記載しておりますのは、〇〇の日の名称に想うという言葉を入れた場合は、思想信条の自由に抵触しないよう、この条例に沿った県民の取り組みを例示する形で規定する必要があるものです。

説明は以上であります。

それでは、項目ごとに御意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。

まず、前文について御意見を頂戴したいと思います。

〔「意見なし」「いいんじゃないでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 では前文につきましては、御意見は特に……。

〔「これでよろしいです」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 よしということを進めてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 それでは、前文については、このとおり進めてまいりたいと思います。

次に、3月11日に関する日の名称につきましては、別途御協議いただきます。

資料の3ページをお開きください。次に、県の取組についてはいかがですか。

○工藤大輔委員 これは、会派に諮る時間はあるということでのいいのですか。それともここで今、よろしいですかということを進めているが、ここでいいとなれば決定なのか。どちらの方向で進もうとしているのか、そこを確認させてください。

○岩淵誠委員長 最初の委員会でもお話をさせていただきましたが、パブリックコメントにかける成案としては、12月4日の常任委員会で決定をいただきたいと思っておりますし、最終的には、それを踏まえて、1月中に成案を取りまとめ、2月の定例会冒頭に提案するというスケジュールで進めております。

よって、本日は、12月4日の成案に向けてのものであります。ある程度ここで取りまとめますと、意見をお聞きするにしてもいけませんので、ある程度取りまとめたいというふうに考えております。よろしいですか。

○工藤大輔委員 それであれば。

○岩淵誠委員長 それでは続行します。資料の3ページの県の取組について、御意見を頂戴いたします。

○飯澤匡委員 条例でこれから定めようとするのですが、現状で、県の考え方として、震災から10年以降の取り組みというのは、想定している部分でもいいので、どういうことを

考えられるのか。これをやるというのはいろいろあると思うのです。条例に定めなくても方向性があるはずなので、恐らく大きな人数を集めて追悼式をやるというのは、たしか聞いているところによると、もうことしで最後になるのではないかと考えているし、逆に難しくなってくるのですよね、県が主体的に行うというのは。そこは、まだコンクリートはされていないでしょうが、イメージとしてどういうことを考えているか示してください。

○大槻復興局長 10年という、節目と言えば節目であります。これにつきまして、現在のいわて県民計画の中でも、復興は一つの大きな柱として位置づけておきまして、その中でまた復興については、4本の柱を設けております。復旧・復興についての、ハード事業が中心だった今までの3本の柱に加えまして、伝承発信というのも一つの柱として加えて4本の柱としているところであります。これは今後も大きな県の施策の一つとして取り組んでいくということになるかと思っております。

それから、追悼式等々につきましては、10年の追悼式はありますが、政府は、まだ非公式ではありますが、11年目以降は違った形になろうかと、そういった示唆をされております。県としましては、地元の市町村と十分協議をした上で、追悼については進めていかなければならないと考えております。

それから、伝承発信という話のほかに、野田市長もおっしゃってございましたが、復興というのはハードが終わったからといって終わるものではなくて、一人一人の心に寄り添って進めていかなければならないといったことで、施策といたしましても、例えば心のケア、それから被災者の方々に寄り添った形のお世話は、今後もずっと続けていかなければならないかと考えております。

○飯澤匡委員 了解です。

○岩淵誠委員長 ほかにありますか。

なければ、県の取組につきましては、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 それでは、さよう決定をいたしました。

次に、県民の取組の促進についてであります。後段の部分と関係してくるところであります。御意見を賜りたいと思っております。

○武田哲委員 条例を制定する上において、ちょっと長いかなと思っております。それこそ括弧書きの部分は、前文にあることと一緒にものが出てくるので、簡単に、簡潔にのほうがいいのではないかと思います。

○岩淵誠委員長 括弧の部分につきましては、後段に御協議いただく条例との関係で、想うという言葉がついた場合には、思想信条の自由との関係で規定をしたほうがいいのかと考えておりますが、それを踏まえてということでしょうか。

○武田哲委員 前回もこのところはまた後でというお話がありましたが、私は短く、簡潔明瞭のほうがいいと思っております。

○岩淵誠委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 今御意見出されたものについてですが、名称とのかかわりもありますので、名称を決めた後に、もう一度確認をしてまいりたいと思いますがよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 それではそのように取り計らいたいと思います。

それでは次に、3月11日に関する名称について御協議いただきたいと思います。

名称の案について御説明いたします。資料2をごらんください。

3月11日に関する日の名称についてですが、1に記載のとおり、11月16日の当委員会において、思想信条の自由に踏み込まない名称とする、条例の内容と整合性のとれた名称とする、請願の趣旨を踏まえた名称とする、鎮魂だけでなく、未来を見据える意味を持つ名称とするという基本的な方向を決定いただいたところです。

本日は、2に記載のとおり、条例の名称の素案を用意いたしましたので、御協議いただきたいと考えております。また、具体的な案があれば御提案いただきたいと存じます。

説明は以上であります。

それでは、名称につきまして、皆様から御意見を頂戴したいと思います。

○岩崎友一委員 いろいろと調整ありがとうございます。

今回二つの案が提案されたわけではありますが、私は大切な人を想い、いわての未来につながる日でよろしいかと思ひます。いろいろ考えました。3月11日、各市町村で追悼式等々が行われておりますが、私の選挙区事情であれですが、釜石市、大槌町でも、海沿いの集落の被害が大きくて、それぞれ小さい町内会だったり集落単位で、3.11は岸壁に行つて追悼しているということで、そういった取り組みを見ても、この日は、しっかりと亡くなられた方々のことを思つて追悼するという意味でも、大切な人を想うという言葉は必要だと思ひます。あとは先ほどの市長の話にもありましたが、津波てんでんこの精神であったり、防潮堤も、今まで5.4メートル、6.2メートルだったものが、確かに復旧・復興の中で12.8メートル、14.5メートルになりましたが、自然災害というものは、人間が幾らどんなに大きな構造物をつくつても、それを越えてくるという大きな教訓を得たのでありますから、そういった教訓等々も考えれば、未来につながるという言葉も非常に重要なこと。

そしてまたこの岩手のものであるという意味で、いわてという言葉を入れるとすればここしかないというの踏まえれば、大切な人を想い、いわての未来につながる日でよろしいと思ひます。

○岩淵誠委員長 ほかに御意見はありますか。よろしいですか。

○工藤大輔委員 よろしくはないが。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩淵誠委員長 では再開します。それではこの3月11日の日の条例について、御意見ありますか。

○佐々木順一委員 まず、センスのあるこの案、一応たたき台を委員長のサイドで起案していただいたことに敬意を表したいと思っております。

私は請願の趣旨を尊重しなければならないと思っております。少なくとも、この請願の趣旨を読むと、平易な言葉で表現することを求めていると思しますので、それはそれなりに尊重しなければならないと思っております。

そしてまた、決して県民の日という定めではなくて、いわゆる県民の日の一つとして、3月11日を条例で定められたいというのが、また一つの請願の趣旨です。それから、追悼も入っております。風化を防ぐということも入っておりますし、教訓を未来に語り継ぐと、そういうものも入っていますので、いろいろ考えれば、大切な人を想い云々のほうが私はいいのではないかと思います。

国民の祝日とか、あるいは一般的に、9月1日の関東大震災、あれは防災の日として定めておりますが、閣議決定ですから。

これに近いものは、11月5日の津波防災の日があります。本当はこの3月11日を、本来は法律でもって定めるくらいの、やはり日本の国が深刻な被害を受けたということでもありますので、決して3県にとどまるようなものではないと思っておりますが、残念ながら、津波防災の日は平成23年に制定されたわけでありまして、本来ならば、私の個人的な感情とすれば、東日本大震災津波こそ、津波の日としていいのではないかと考えているくらいであります。これが世界津波デーにもなっているのであります。

いわば防災の日、あるいは津波防災の日とか、建国記念日もそうなのですが、数字が入っていないのですよ、基本的には。何とか何とかの日は、何月何日にすると、こうなっているのでありますから。だから、いろいろ考えれば、大切な人を想い云々というところが妥当ではないかと思っておりますので、一応意見として申し上げたところであります。

○中平均委員 名称案については、二つ、どちらもよろしいとは思いますが、今までの御意見は大切な人を想いのほうがということだったので、私は3.11でも別にいいのかなと思っております。

一つは、大切な人を想いの名称だと、今は私たちははっきりわかりますが、この条例がずっと続いていったときに、ぱっと見たときに、これは何の条例なのかなということがあるのではないかなと思って。

あとは前文で、請願者の趣意、趣旨も大分取り込んで、その中において大切な人を想い云々とも書いておりますし、委員長、副委員長で請願者の方に趣意の確認をしたときも、この請願のタイトルにこだわるものではないというお話も聞いてきていただいていると認識しております。

そういった中で言えば、3.11を語り継ぐ日でもよろしいのではないかなと思っております。

○岩渕誠委員長 ほかにありますか。

それぞれに御意見があったのでありますが、こうなりますと、なかなかこう、一つにこの場でというのも難しい気もしておりますが、御発言のなかった委員の皆様はいかがですか。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩渕誠委員長 再開いたします。

今、名称につきましては、委員各位からさまざまな御意見を頂戴したところであります。大変重要な点でありますので、本日の現段階といたしましては、この二つの名称案をそのまま軸として残して、それぞれお考えいただいて、12月4日、次回の委員会の際に御決定をいただきたい。なお、県民の取組の促進については、条例名との関連がありますので、そこもあわせてということにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 では、さよう決定いたしました。

なお、11月16日の委員会において、当委員会に所属しない会派等の議員に対しては、意見の聞き取りを行うこととしておりました。

については、当職と副委員長で、本日御協議いただいた内容を踏まえた案により御意見を伺った上で、いただいた御意見については、次回の委員会で報告することといたしますので、御了承願います。

そのほか、委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 なければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

次に、次回の委員会運営についてですが、次回、12月4日に開催予定の委員会においては、付託議案の審査が終了した後、引き続き条例案について御協議いただき、パブリックコメントにかける条例案を取りまとめたと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 それでは、さよう取り計らいしたいと思います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。